

男鹿市条例第 27 号

男鹿市ガス供給条例の一部を改正する条例

男鹿市ガス供給条例（平成 17 年男鹿市条例第 189 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則 1～3 (略) (電気・ガス価格激変緩和対策事業によるガス料金算定の特例)</p> <p>4 令和 5 年 2 月から <u>令和 6 年 6 月</u>までに検針を実施するガス料金については、次の各号に定めるところにより算定する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 令和 5 年 10 月分の調整単位料金が適用される検針から <u>令和 6 年 5 月分</u>の調整単位料金が適用となる検針に係る使用料金については、第 29 条の規定に基づき算定した調整単位料金から 13.64 円を減じた額を、当該期間中、料金算定に係る調整単位料金として適用する。</p> <p><u>(3) 令和 6 年 6 月分の調整単位料金が適用となる検針に係る使用料金については、第 29 条の規定に基づき算定した調整単位料金から 6.82 円を減じた額を、料金算定に係る調整単位料金として適用する。</u></p>	<p>附 則 1～3 (略) (電気・ガス価格激変緩和対策事業によるガス料金算定の特例)</p> <p>4 令和 5 年 2 月から <u>令和 6 年 1 月</u>までに検針を実施するガス料金については、次の各号に定めるところにより算定する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 令和 5 年 10 月分の調整単位料金が適用される検針から <u>令和 6 年 1 月分</u>の調整単位料金が適用となる検針に係る使用料金については、第 29 条の規定に基づき算定した調整単位料金から 13.64 円を減じた額を、当該期間中、料金算定に係る調整単位料金として適用する。</p>
備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。